

令和 7 年 8 月 25 日 (月)
午前 9 時 15 分～ 9 時 45 分
庁議室

令和 7 年度 第13回庁議次第

議題

○ 協議事項

- ① 一般質問に対する答弁の各部への割り振りについて

(秘書課)

- ② 「国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」(案) のパブリック・コメントの実施について

(公共施設マネジメント課)

○ その他

庁 議 付 議 事 案 申 請 書

令和 7 年 8 月 25 日

付議番号	7 — 15 号	提出者	総務 部長	宮本 学
1. 件名		一般質問に対する答弁の各部への割り振りについて		
2. 提案 の種類 ○をつ ける。	規程第 2条第 1項各 号	○ (1)行財政運営の基本方針に関すること。		
		(2)重要施策に関すること。		
		○ (3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。		
		(4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。		
		(5)その他市長が命じた事項に関すること。		
3. 提案内容				
4. 提案理由				
5. 提案までの経過				
6. 現状と問題点		国分寺市議会会議規則第60条の規定により通告された一般質問について、答弁書を作成するため各部への割り振りを行う。 (一般質問予定日：令和7年9月2日～9月5日)		
7. 関係資料		令和7年第3回定例会一般質問通告一覧		

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	一般質問通告の締切日から本会議までの日数が短いため、早急に各部への割り振りを行い、質問内容の確認及び答弁調整を図る必要がある。	A
公共性		
重要性		
公平性		
総合性		
将来性		
経済性		
継続性		
関連性		
連携性		
地域性		
財源性		
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	
	パブリックコメント	
	法務の対応	

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和 7 年 第 3 回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 / 質 問 事 項 ・ 要 旨	メ モ 欄
5. 皆 川 りうこ	
1 人事・組織について	
(1) 働きやすい職場環境について	総務部
(2) 職員研修について	総務部
(3) 接遇、市民対応について	総務部
2 第3次国分寺市男女平等推進行動計画	
(1) 国の第6次男女共同参画基本計画について	市民生活部
(2) アンコンシャス・バイアスについて	市民生活部
(3) パートナースhip制度のさらなる拡充としてのファミリーシップ制度について	市民生活部
3 障害者施策について	
(1) 障害者差別解消支援地域協議会について	福祉部
4 国分寺市自治基本条例について	
(1) 「協働」について	市民生活部
(2) 庁舎1階にある協働スペースについて	市民生活部
5 誰もが投票しやすい、アクセスしやすい環境について	選挙管理委員会事務局・総務部
【資料請求】	
2 (2) 全国知事会から示されている第6次男女共同参画基本計画に関する提言	市民生活部
6. 高 野 ふみお	
1 防災について	
(1) 避難所の自家発電設備について	総務部
(2) 避難所の水や食料などの備蓄状況について	総務部
(3) 避難所を福祉的にすることについて	総務部
2 有機フッ素化合物（PFAS）について	
(1) 市内飲食店や市民のPFAS対策について	建設環境部
3 権利としての住まいについて	
(1) 居住支援について	福祉部・まちづくり部
(2) 住宅確保要配慮者に関する実態調査について	福祉部・まちづくり部
【資料請求】	
1 (3) 市内における避難所のスロープ、バリアフリートイレ、エレベーターの設置状況	総務部

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

順 序 ・ 質 問 者 / 質 問 事 項 ・ 要 旨	メ モ 欄
9. 星 いつろう	
1 ふんバスについて～市役所への利便性を高めるために	
(1) 北町ルート 東戸倉にバス停留所の設置を	建設環境部
(2) 日吉町ルート 起終点を国分寺市役所に変更し、1つ 前の停留所での待ち時間解消を	建設環境部
2 緑豊かなまちづくりに向けて	
(1) 緑豊かなまちづくりを進めるために	建設環境部
(2) せん定枝・落ち葉・下草の収集回数の増加を	建設環境部
(3) 隣の土地から境界を越えて木の枝や植物が伸びてきた 場合について	建設環境部
3 障がい者（児）へのおむつ給付を	福祉部
4 訪問介護サービスを守るために	福祉部
【資料請求】	
2 (2) 隣接市のせん定枝・落ち葉・下草の収集実施状況 (収集回数・方法・有料無料の有無など)	建設環境部
3 隣接市の障がい者（児）へのおむつ給付実施状況（有無 ・対象・内容など）	福祉部
10. だ て 淳一郎	
1 市内市立小・中学校教職員の服務について	教育部
2 図書館について	教育部
3 多文化共生について	
(1) 外国籍の市民の現状について	市民生活部
(2) 地域内でトラブルなく生活してもらうために	市民生活部
【資料請求】	
3 (1) 市内に在住する外国人の人数、国籍、居住地域が分 かるもの（過去3年分）	市民生活部

順 序 ・ 質 問 者 / 質 問 事 項 ・ 要 旨	メ モ 欄
11. 松 岡 ま り	
1 循環型社会の形成へ向けて	
(1) 生ごみのたい肥化について	建設環境部
2 ゼロカーボンシティの実現へ向けて	
(1) 国分寺市ゼロカーボン行動計画の現状について	まちづくり部
3 農と市民をつなぐために	
(1) 第四次国分寺市農業振興計画策定の進捗について	市民生活部
4 ヤングケアラーの支援について	子ども家庭部
5 妊産婦に寄り添う支援を	子ども家庭部
6 予防接種事業について	
(1) 男性HPVワクチンの任意接種事業創設について	健康部
【資料請求】	
12. 鈴 木 ちひろ	
1 戦後80年、市民みんなが平和を考えるきっかけづくりを	
(1) これからの担う世代への平和教育の充実	市民生活部
(2) 戦争体験を「記憶」から「記録」へ	市民生活部
2 市役所から進めるジェンダー主流化について	
(1) 全ての政策にジェンダー主流化の視点を	市民生活部
(2) 女性管理職等を増やそう	総務部
(3) 女性ゼロ審議会等をなくし、委員の女性割合を増やそう	市民生活部
3 しょうがいのある人が地域で安心して暮らせるために	
(1) 「障害者」の表記について	福祉部
(2) 緊急時に備える体制づくりを	福祉部
(3) 移動支援をもっと使いやすく	福祉部
4 「市長への手紙」は市長名で返信を	政策部
【資料請求】	
2 (2) (3) 管理職、係長職、審議会等、防災会議における女性の割合と目標値（直近5年分の推移）	市民生活部・総務部

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

令和7年 第3回定例会 一般質問 通告一覧

[illegible]

庁議付議事案申請書

令和 7 年 8 月 25 日

付議番号	7 — 16 号	提出者	公共施設マネジメント担当 部長 細川啓明
1. 件名	「国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」(案) のパブリック・コメントの実施について		
2. 提案の種類 ○をつける。	規程第2条第1項各号	(1)行財政運営の基本方針に関すること。 ○ (2)重要施策に関すること。 (3)条例案、予算案その他の市議会提出議案に関すること。 (4)各部課で作成する重要施策方針の調整に関すること。 (5)その他市長が命じた事項に関すること。	
3. 提案内容	「国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」(以下「考え方」という。) について、考え方(案)として決定し、パブリック・コメント実施の決定をお願いするものである。		
4. 提案理由	市の関連する上位計画、「国分寺市現庁舎用地利活用基本方針」(以下「基本方針」という)及び「国分寺市現庁舎用地利活用基本計画」(以下「基本計画」という)を受け、複合公共施設の具体的な管理運営業務等の検討を進める前提要件として、その運用についての基本的な考え方を定めるもので、考え方(案)を公表し、市民等から意見の提出を求め、その意見を考慮した上で考え方の決定を行う必要があるため。		
5. 提案までの経過	令和3年3月 基本方針 策定 令和5年3月 基本計画 策定 令和5～7年 現庁舎用地利活用検討専門部会(8回) 令和7年5月 オープンハウス(3回)、WEBアンケート 令和7年5～6月 第三小学校出前授業 令和7年8月5日 公共施設等マネジメント推進本部 素案報告 令和7年8月12日 公共施設等総合管理特別委員会 素案報告		
6. 現状と問題点	現在、旧庁舎等解体工事が進んでおり、今後、複合公共施設及び民間施設の一体整備のための民間事業者公募・選定を進める段階である。 施設整備と並行して運用の具体的な方針を検討し、その運用内容によっては整備に反映していきつつ、新規条例の制定作業を進めるとともに、既存条例への影響を確認・改正検討していく必要がある。		
7. 関係資料	資料1 「旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」(案) への意見募集 資料2 「旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」(案) 資料3 「旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」策定スケジュール		

意思決定に至るまでの論点整理（採択基準 A…高 B…中 C…低）		採択基準
緊急性	令和10年度の供用開始に向け、令和8年度には施設の設置条例を制定し、令和9年度には指定管理者の募集を進める必要があるため、緊急性は高い。	A
公共性	複合公共施設の運用については、地域住民の公共サービス向上はもちろんのこと、市内外を問わず誰もが立ち寄りやすく利用しやすい場を目指しており、公共性は高い。	A
重要性	本考え方は、これまでにない複数施設の複合化であり、その運用の考え方を定めたもので、今後の運用方針や新規条例制定につながるものであり、重要性は高い。	A
公平性	本考え方において、諸室等の利用や貸出については市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則としており、公平性は高い。	A
総合性	本考え方の策定は、施設設置の新規条例制定につながるものであり、今後の公共施設整備に伴う運用のモデルケースにもなるため、重要性は高い。	A
将来性	複合公共施設が将来にわたり地域に愛されるものとなるための、運用に関する考え方であり、将来性は高い。	A
経済性		
継続性	現在、旧庁舎の解体工事に着手しており、引き続き施設整備を進めていくにあたり、同時並行して運用計画を定めていく必要があり、継続性は高い。	A
関連性	旧庁舎用地のある恋ヶ窪駅周辺は、「都市計画マスタープラン」における地域振興拠点に位置付けられており、複合公共施設の整備は恋ヶ窪駅周辺のまちづくりの推進に資するため、関連性は高い。	A
連携性		
地域性	複合公共施設の整備は、周辺施設に限らず市全域の公共施設の再配置を順次推進する波及効果があり、本考え方は運用に関する今後のモデルケースになり得ることから、地域性は高い。	A
財源性	本考え方の決定後、指定管理者の導入・包括施設管理の活用・ネーミングライツの実施等の検討を進めるため、財源性は高い。	A
個別課題への対応	個人情報保護	
	市民参加の機会確保	令和7年5～6月：オープンハウス3回、WEBアンケート、第三小学校出前授業 パブリック・コメント期間中の説明会：10月8日（水）・18日（土）
	パブリックコメント	令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）
	法務の対応	

《パブリック・コメント（意見提出手続）》

「国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設 運用に関する基本的な考え方」（案）への意見募集

1. 件名

「国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設運用に関する基本的な考え方」（案）

2. 意見の募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月31日（金）まで（必着）

3. 公表場所

①市政情報コーナー（本多図書館市役所分館） ②ひかりプラザ ③cocobunji市民サービスコーナー（cocobunji WEST 5階） ④国分寺市国立駅前市民サービスコーナー（国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内） ⑤恋ヶ窪市民サービスコーナー ⑥各公民館 ⑦恋ヶ窪図書館 ⑧光図書館 ⑨各地域センター ⑩福祉センター ⑪市ホームページ

4. 意見の提出方法及び提出先

郵送・窓口：〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 政策部 公共施設マネジメント課

FAX：042-325-1380 ・メール：ko_mg@city.kokubunji.tokyo.jp

※「意見」のほか「件名」、「氏名・住所」（団体にあつては、「名称・代表者名・事務所等の所在地」と下記「5」のいずれかに該当することを明記してください。

※市外在住の方は市内の勤務先・通学先または事業もしくは公益的な活動内容等を併記してください。

5. 意見を提出できる方

- ①市内に在住の方
- ②市内に在勤又は在学の方
- ③市内で事業活動又は公益的な活動をされている方や団体
- ④本市に納税義務のある方や団体
- ⑤当該案件に利害関係のある方や団体

6. 結果の公表予定

令和8年2月（「3」と同じ場所で公表します。）

7. 問合せ先

政策部公共施設マネジメント課 電話 042-325-0114

8. その他

- ・ いただいたご意見の概要とそれに対する考え方を後日公表します。直接、回答はいたしませんのでご了承ください。
- ・ 収集した個人情報につきましては、関係法令に基づき適切に取り扱います。

国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設
運用に関する基本的な考え方（案）

令和 7 年●月

1	趣旨	3
2	本施設の基本理念と目的	3
	(1) 基本理念	3
	(2) 目的	3
3	本施設の概要	4
4	本施設の設置根拠	5
5	運営と維持管理の区分	5
	(1) 全体の方向性	5
	(2) 直営による運営	6
	(3) 指定管理者による運営	6
	(4) 包括施設管理の活用	6
	(5) 本施設の運用の主管	8
6	利用に関する基本項目	8
	(1) 開館時間・休館日	8
	(2) 利用対象と予約方法	9
	(3) 使用料	9
	(4) 個別ロッカーの設置	10
	(5) 図書の貸出運営	10
	(6) 総合受付の設置	10
	(7) 合理的配慮の提供	10
	(8) 防犯対策	11
7	環境配慮	11
8	災害時における機能転換	11
9	まちづくりに係る取組	11
10	市民参画と意見反映	12
11	財政計画	13
	(1) 民間事業者等のノウハウを活用した維持管理	13
	(2) 交付金等の活用	13
	(3) その他の財源確保	13
12	今後のスケジュール	13

1 趣旨

本考え方は、国分寺市旧庁舎用地利活用事業において整備する複合公共施設（以下「本施設」といいます。）の具体的な管理運營業務等の検討を進める前提要件として、その運用についての基本的な考え方を定めたものです。ここに定めた内容を前提に、本施設の供用開始に向けて、更に詳細な検討を進め、具体的な運用計画を定めていくこととします。

2 本施設の基本理念と目的

（１）基本理念

本施設は、「国分寺市都市計画マスタープラン」において、恋ヶ窪駅周辺地区に位置付けた「地域振興拠点」の中核としての役割を担い、地域の身近な交流の創出や日常生活の利便性の向上、周辺の地域資源の活用等に資することで、周辺地域の更なる発展を促すことを目的とします。そして、「恋する。人に、まちに、恋ヶ窪に。」という旧庁舎用地利活用のコンセプトのもと、人々がこの地に愛着を持ち、自然や文化、歴史に魅了される場を提供します。

また、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の趣旨に沿って、誰もが安心して過ごせる共生社会の実現に寄与することを目指します。

（２）目的

① 地域の魅力発信と文化振興

恋ヶ窪駅周辺地区の自然・歴史・文化を継承し、地域振興拠点の中核として周辺地域の更なる発展を促す役割を果たします。

② 気軽に利用でき、多様性を尊重する交流の場の創出

誰もが立ち寄りやすく、また気軽に、分かりやすく、安心して利用す

ることができ、世代や背景を問わず、自由に対話・交流ができる空間を提供し、地域のつながりを深めます。

③ 地域経済の活性化

隣接して整備される民間施設と連携し、地域住民や市民、さらには市外からの来訪者が集う場所として、恋ヶ窪駅周辺地区の経済活動の活性化に寄与します。

④ 持続可能な環境共生型施設の実現

自然環境や生物多様性を重視し、環境負荷の低減に配慮した運営を推進します。また、バイオフィリックデザイン（※）など、自然に触れられる工夫を取り入れます。

※人のいる空間内に自然を感じる要素を配し、癒し、居心地のよさ、集中力向上、リラクゼーションなどの効果を与える設計手法。

3 本施設の概要

本施設は、既存の公共施設の再配置及び一部機能の拡充を図ります。

規模	・ 地上 3 階、地下 1 階 ・ 旧庁舎用地南側／都道222号線沿いに整備予定 ・ 延床面積：5,700㎡程度（提案による。）
集約する施設・機能	福祉センター、生きがいセンターとくら、恋ヶ窪公民館、恋ヶ窪図書館、市民本多武道館、弓道場、市民サービスコーナー
新たに設ける機能	フリースペース、オープンスペース、屋上広場

4 本施設の設置根拠

本施設は、複数の既存の公共施設を集約し、新たに複合的に整備するものです。そこで設置に当たっては、本施設に係る新規条例を制定し公の施設としての位置づけを明確化するとともに、本施設を構成する施設に係る例規についても必要に応じて整理を行います。

5 運営と維持管理の区分

(1) 全体の方向性

本施設は、複数の異なる性格を有する施設から構成されるため、維持管理と運営の手法は、それぞれに適した在り方を組み合わせることが考えられます。

市では「指定管理者制度の運用指針（令和6年4月改定版）」を定めており、限られた財源の中で、多様化・高度化した市民サービスに対応するため、また公の施設の管理等経費の縮減を図るため、今後も指定管理者制度の導入を図っていく方針としています。本施設に集約される施設の一部は、すでに指定管理者制度を導入しており、これまで一定の評価を得ていることから、本施設においても継続することが適切です。また、本施設で新たに必要となる、また実施が可能になる業務・事業で、指定管理者が担うのが適当である場合も想定されます。

他方で、根拠法令の趣旨を踏まえ、市の直営で運営していくことが望ましい施設や、指定管理者による運営ができない機能も含まれることから、適切な分担を設定することが肝要です。

本施設の建物の維持管理に関しては、市の他の公共施設等において導入している包括施設管理に含めて実施することにより、統一的かつ高い水準

の保守点検を実現し、安全・安心な施設環境を整えます。

（２）直営による運営

公民館及び図書館の運営については、市が直営運営（図書等の貸出業務など一部は委託で実施。）を行います。また、市民サービスコーナーについては市の事務事業として実施します。

（３）指定管理者による運営

既存の施設で実施している事業等の業務は継続するとともに、受付窓口や施設案内（コンシェルジュ機能）、広報広聴、入退館の管理、フリースペース等を活用したイベントなどの運営、諸室等（多目的室・競技場・弓道場・フリースペース等）や備品等の予約・貸出・維持管理、使用料の収納及び事業計画・報告書等の作成など、専門性が求められる業務を指定管理者の業務範囲とし、予約管理・利用者対応・施設使用の効率的な運営を図ります。なお、令和７年５月に実施したオープンハウスにおけるアンケート等の結果や、隣接する敷地における民間活用事業を実施する事業者等からの提案内容を踏まえ、指定管理における自主事業の範囲などについても検討し、施設の効用をさらに高めるための、創意工夫を凝らした魅力的な自主事業の展開も可能とします。

（４）包括施設管理の活用

本施設の維持管理及び保守点検業務（建築物・設備の保守管理、清掃、機械警備など）並びに簡易修繕については、令和６年度から導入している包括施設管理を活用し、ライフサイクルコストの低減を見据えた予防保全型で質の高い施設管理を実施します。

複 合 公 共 施 設

◎建物維持管理

包括施設管理委託（市内の他の公共施設と同水準で管理）

◎管理運営

○指定管理者による運営

福祉センター

生きがいセンターとくら

市民本多武道館

弓道場

- ★生きがい交流事業
- ★スポーツイベント
- ★新規イベント（音楽など）
- ★自主事業の実施

協議・調整により主に指定管理者が行う業務

- ★受付窓口や施設案内（コンシェルジュ機能）
- ★広報広聴
- ★入退館の管理
- ★フリースペース等を活用したイベントなどの運営
- ★諸室等の管理業務
- ★使用料の収納
- ★民間活用事業者との連携

○直営による運営

恋ヶ窪公民館

恋ヶ窪図書館

市民サービスコーナー

- ★公民館の運営
- ★図書館の運営
（図書等の貸出業務など一部は委託）
- ★市民課事務（住民票の交付など）

(5) 本施設の運用の主管

担当部署を設置し、供用開始までの期間においても、運用の詳細について調整及び検討を行うものとします。

6 利用に関する基本項目

(1) 開館時間・休館日

本施設の開館時間については、現在のサービスと同等の水準を維持する観点から、最も長い恋ヶ窪公民館の時間を原則とし、その上で本施設を構成する施設や機能ごとの利用の在り方や利用者にとっての分かりやすさ、また、施設の管理運営の効率性や職員等の働き方にも留意しながら設定します。

諸室等の利用時間については、それぞれの機能に適した貸出時間区分を設定し、無駄なく効率的な利用が可能となるようにします。

また、定例的な休館日を統一するとともに、本施設を構成する各施設・機能を利用できる曜日や時間のばらつきを最小限に抑えるよう検討していきます。

① 本施設全体の開館時間

8:30～22:00を原則とし、夜間利用については需要や管理運営の在り方等を踏まえて検討するものとします。

② 諸室等の利用時間

本施設全体で統一することによる利用者への分かりやすさや、管理運営における視点、また各機能の特性も踏まえながら検討を行います。

③ 諸室等の貸出時間区分

利用時間については、令和7年5月に実施したオープンハウスにおけるアンケート結果等も踏まえ、単位時間を120分以内とします。

④ 本施設全体の休館日

毎月 1 回（月曜日）及び年末年始（必要に応じ臨時開館・閉館も実施。）

（２）利用対象と予約方法

本施設は、多くの方が交流できる場として運営することを前提とした利用対象を定め、諸室等の予約方法については、公平に、そして便利かつ簡単に行うことができるよう対応します。

① 利用対象

市内在住・在勤・在学の方や市内で公益的な活動を行う方、市外からの来訪者も利用可能とします

② 予約方法

オンライン予約を原則とし、窓口での受付は需要を踏まえて検討します。

（３）使用料

「国分寺市 使用料・手数料の適正化方針（平成23年 9 月）」に基づき、諸室等の利用に際しては、市民全体の負担の公平性の観点から、受益者負担を原則とします。適切な使用料を徴収し、本施設における安定したサービス提供に必要な経費の財源の確保に努めていきます。

① 使用料の設定

諸室等の使用料については、新しい施設となることから、諸室等の規模なども踏まえ、近隣自治体や類似施設の状況等にも十分配慮しながら、適正な水準を設定していく必要があります。ただし、市民と市外利用者における使用料の設定には適切に配慮します。

なお、近年の物価上昇等により諸経費の増大傾向が顕著な社会・経済動向に鑑みて、利用者負担が増となる可能性を踏まえ、激変緩和措置等

についても検討が求められます。

② 減免制度

施設利用の促進を図るため、使用料の適切な減免制度を設定します。本施設を構成する施設・機能ごとの具体的な減免制度については、今後、それぞれの特性や市全体のバランス等を踏まえながら慎重に検討していきます。

（４）個別ロッカーの設置

本施設の利用者が物品等を持ち込み保管する際に利用できる個別ロッカーを設置します。ロッカーに収まらない大型の物品等については、倉庫等を一部貸し出すことも検討します。なお、いずれも使用料と同様、受益者負担の観点から原則として有償とします。

（５）図書の貸出運営

市の図書館の利便性向上や図書管理の効率化については、将来の図書館の在り方を見据えつつ、ＩＣＴ技術の活用などに関して、費用対効果も踏まえ導入の可否も含めて検討を進めます。

（６）総合受付の設置

多機能な複合公共施設であり、本施設を構成する各施設の業務内容も広範多岐にわたることから、施設利用者の視点に立って、業務内容等を分かりやすく案内することが必要です。

１階のフリースペースに面し、利用者にとって分かりやすい位置に総合受付を配置し、各施設・機能配置や本施設内の事業情報を一元的に提供し、適切な案内・誘導を行えるようにします。また、諸室等の貸出受付等も総合受付で対応できるようにします。

（７）合理的配慮の提供

障害のある人の特性や困りごとに合わせて対応できる施設運営とし、障

害のある人もない人も平等に施設が利用できるようにします。

(8) 防犯対策

本施設は多世代交流を前提とし、また不特定多数の利用者が訪れる可能性を踏まえ、委託等による巡回と防犯カメラ設置などの機械管理を併用することを想定し、施設の使いやすさを担保しながら十分な対策を講じていきます。

7 環境配慮

本施設では、ZEB Ready以上の省エネ水準の達成を目標としており、太陽光発電設備を設置し再生可能エネルギーを活用するなどして、環境負荷の低減に取り組みます。また、ごみ削減やリサイクルを促進し、環境にやさしい施設づくりを、様々な関係者と連携して取り組みます。

8 災害時における機能転換

本施設は、有事の際、帰宅困難者一時滞在施設、二次避難所、災害対策本部代替施設等の機能に転換し、防災活動の拠点としての役割を担います。

9 まちづくりに係る取組

国分寺市旧庁舎用地利活用事業においては、本施設を、隣接する敷地での民間活用事業と一体的に計画し、官民の二つの施設による相乗効果を発揮させることで、恋ヶ窪駅周辺地区の魅力を向上させます。

その上で、これらの施設も最大限に活用し、民間活用事業に携わる事業者の提案により、様々な取組・活動の場や機会を提供することを通じて、地域活力の向上やにぎわいの創出を狙います。ひいては、その提案に基づき、鉄道事業者や地元商店会などの周辺の事業者や自治会、教育機関、NPO等の

関係者の協働の在り方を模索しながら、地域の活性化や課題解決に向けた取組・活動を継続的に行っていくことで、恋ヶ窪駅周辺地区の地域資源を活用したまちづくりを目指します。

- 地域の様々な情報を集約・公開する地域の拠点として、その発信方法や内容を検討し、地域の情報発信の強化につなげます。
- 本施設と民間活用事業の間に設けたオープンスペース並びに本施設のフリースペース及び各諸室などを利用して、地域の関係者等と連携した活性化イベントを企画し、地域全体の経済循環を促進します。
- 身近な交流の拠点として、地域の住民が積極的にまちづくりに参加する機会を提供します。
- 市内の公共施設や民間施設と連携し、共催イベント等に積極的に参画するなど、相互利用促進を図ります。

10 市民参画と意見反映

誰からも親しまれる施設とするため、本施設の運用や事業の進め方の検討に当たっては、引き続き市民等の意見も伺いながら推進していきます。

タウンネーミングや本施設名称については、市民参加も見据えて検討することとします。

供用開始後は、意見箱の設置や定期的な利用者アンケート調査の実施などにより、利用者からの意見・要望を把握できるよう対応し、それらを有効に本施設の運営や環境整備に反映できるよう、評価・見直しの対応を行います。

11 財政計画

（１）民間事業者等のノウハウを活用した維持管理

包括施設管理業務委託や指定管理者制度の活用により、効率的なコスト削減を図ります。

（２）交付金等の活用

初期投資の負担軽減に向け、国の補助制度を積極的に活用します。

（３）その他の財源確保

一部の部屋などのネーミングライツについて、民間事業者等の需要も踏まえて検討するなど、本施設運営のための財源確保に努めます。

12 今後のスケジュール

今後、本考え方を踏まえ、本施設の管理運営に向けた業務仕様書や指定管理者募集要項の作成、本施設の設置条例案等の検討を進めていきます。

また、その策定の過程において、指定管理業務の内容、使用料の設定、指定管理料の試算、本施設の利用サービス向上に向けた取組等の詳細検討を行っていきます。

■本施設の管理運営に関する今後のスケジュール（予定）

年 度	内 容
令和 7 年度	・ 本考え方を踏まえた、運用の詳細な検討
令和 8 年度	・ 準備作業（業務仕様書等の作成、指定管理者募集要項の作成、施設の設置条例案等の検討） ・ 施設の設置条例の制定
令和 9 年度	・ 指定管理者の募集、選定 ・ 議会による指定管理者の指定の議決、協定の締結
令和 10 年度	・ 開館や民間活用事業者との連携の準備、広報活動 ・ 供用開始

15

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 25 日

国分寺まつり推進委員会

委員 各位

国分寺まつり推進委員会

委員長 杉本 守啓

第42回国分寺まつりの協力依頼について

標記の件について、国分寺まつり実行委員会第1回役員会において、第42回国分寺まつりの開催日程が下記のとおり決まりました。

まつり開催に際し、運営について万全を期すため、国分寺まつり実行委員会会長から別添のとおり支援依頼がありました。

このことから「国分寺まつり推進委員会設置要綱」に基づき、推進委員として、御支援を賜りたくお願い申し上げます。

記

開催日時	令和 7 年 11 月 2 日（日） 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで （雨天決行）
会 場	都立武蔵国分寺公園

国分寺まつり推進委員会庶務担当

市民生活部文化振興課 鈴木

電話 042-312-8611



国ま実委発第1号
令和7年6月2日

国分寺市長 井 澤 邦 夫 様

国分寺まつり実行委員会
会長 松 本 泰 之



第42回国分寺まつり開催に伴う支援について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当実行委員会では、本年度で第42回を数える国分寺まつりを開催する運びとなりました。

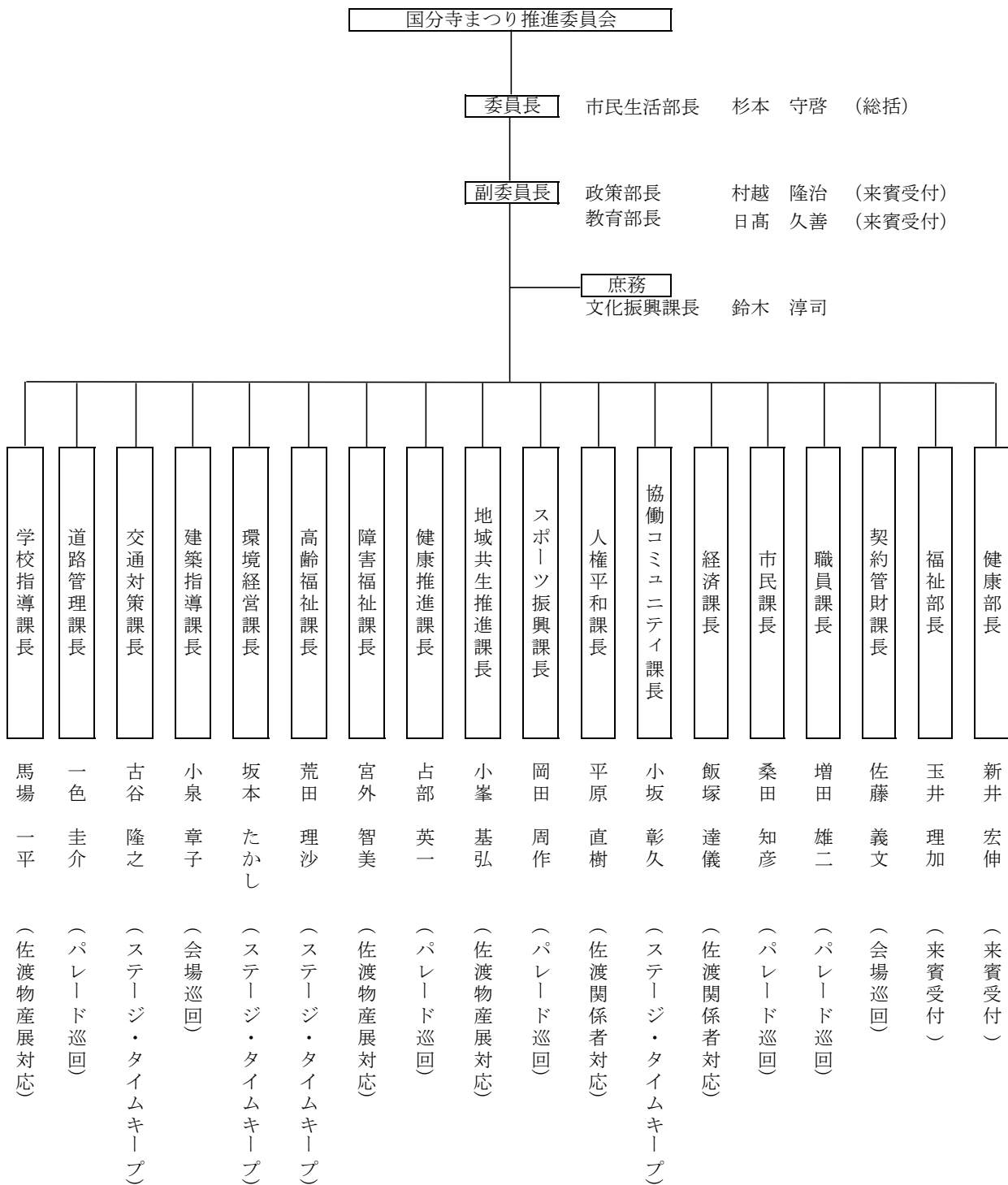
御案内のとおり、当日は多くの人出で賑わうことが予想されますので、主催者としましても最大限市民の安全に注意を払い開催する所存ですが、運営について万全を期すため、貴市職員の御支援及び物品等の借用を賜りたく、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

開催日時	令和7年11月2日（日） 午前9時30分から午後3時30分まで（雨天決行）
会 場	都立武蔵国分寺公園（泉町二丁目）

《国分寺まつり実行委員会事務局》
国分寺市市民生活部文化振興課内
国分寺市泉町二丁目2番18号
TEL：042-312-8611

第42回 国分寺まつり推進委員会組織図



○国分寺まつり推進委員会設置要綱

昭和57年11月 8 日

要綱第 3 号

最近改正 令和 7 年 3 月 29 日

(設置)

第 1 条 国分寺市制施行20周年を契機として市民自らが実施する「国分寺まつり」事業の円滑な推進を図るとともに連絡調整を行うため、国分寺まつり推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国分寺まつりに関する庁内における連絡調整に関すること。
- (2) 国分寺まつり実行委員会等の外部関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他国分寺まつりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 政策部長
- (2) 市民生活部長
- (3) 健康部長
- (4) 福祉部長
- (5) 教育部長
- (6) 総務部契約管財課長
- (7) 総務部職員課長
- (8) 市民生活部市民課長
- (9) 市民生活部経済課長
- (10) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (11) 市民生活部人権平和課長
- (12) 市民生活部スポーツ振興課長
- (13) 健康部地域共生推進課長
- (14) 健康部健康推進課長
- (15) 福祉部障害福祉課長
- (16) 福祉部高齢福祉課長
- (17) まちづくり部環境経営課長
- (18) まちづくり部建築指導課長

(19) 建設環境部交通対策課長

(20) 建設環境部道路管理課長

(21) 教育部学校指導課長

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は市民生活部長、副委員長は政策部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、市民生活部文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。